

保育所等の 利用手続きに 関する説明会

平成26年11月8日

子育て支援課
保育課

新制度準備担当
保育相談係

本日の説明会の次第

●ご挨拶

●新制度と利用手続きの説明

- 1、子ども・子育て支援新制度とは？【子育て支援課】
- 2、新制度の主なポイントは？【子育て支援課】
- 3、施設・事業の利用手続き等【保育課】
- 4、保育料（保護者負担額）について【保育課】

●質疑応答

- * 個別の保育所・幼稚園等に関する説明・紹介を目的とした説明会ではありませんので、御了承ください。
- * 本日も話した内容は、国の動向等により今後変更になる可能性があります。

1、子ども・子育て支援新制度とは？

子育てをめぐる様々な課題の解決のための新たな制度です。

様々な課題

- ・ 都市部の待機児童の問題
一方で、地方における少子化の進行
- ・ 核家族化や地域のつながりの希薄化
- ・ 子育ての孤立感や負担感の増加
など

新制度のために必要になる財源は、
主に消費税の引き上げによる税収分が当てられます。

2、新制度の主なポイントは？

(1) 施設・事業の種類

これまで国の制度では認められていなかった小規模の保育所などが、地域型保育事業として位置付けられました。

(2) 保育の必要性の認定

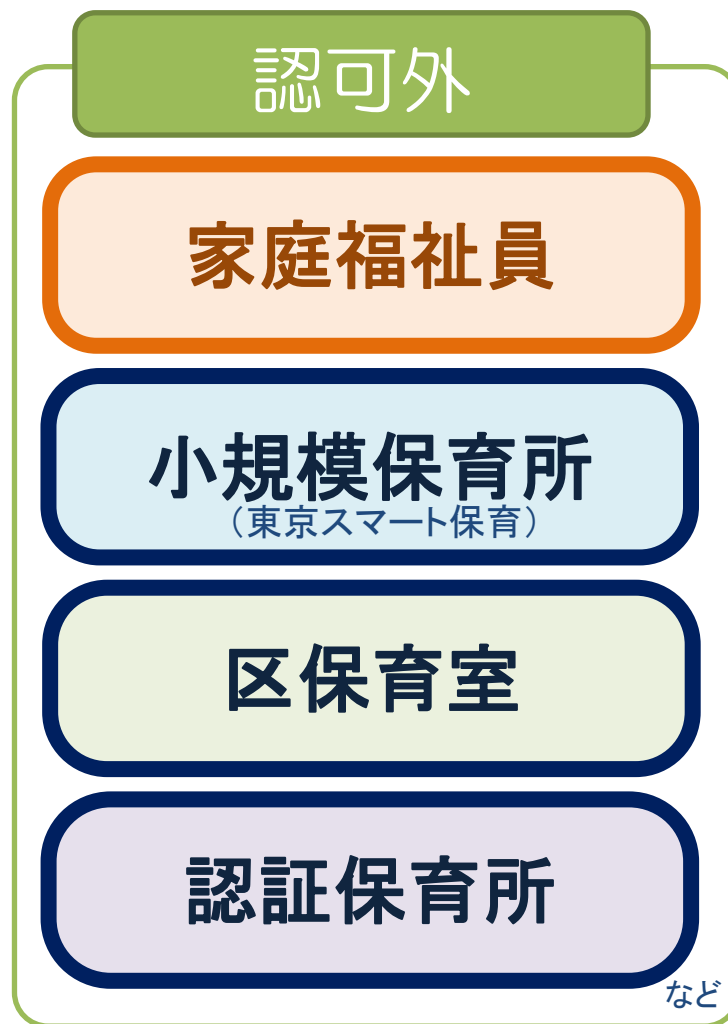
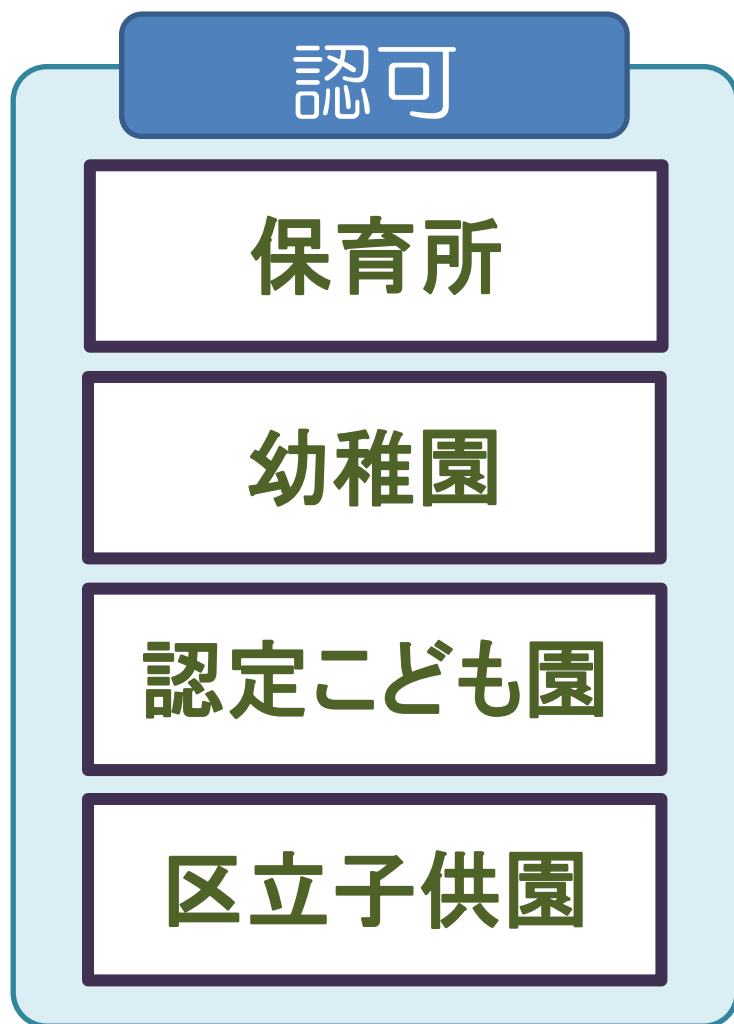
認可保育所や地域型保育事業などの利用の前提として、「保育の必要性の認定」を受けることが必要となりました。

(3) 地域子ども・子育て支援事業

保育所や幼稚園を利用する家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援するために、様々な子育て支援策を充実させていきます。

(1) - 1 施設・事業の種類 (現在)

- ✓ 現在、国の制度には小規模保育所などは含まれていません。
- ✓ 区保育室や認証保育所などは、区や都が独自の事業として実施。



(1)-2 施設・事業の種類（新制度）

- ✓ 新制度のスタートに伴い、これまで認可外だった小規模保育所などが、地域型保育事業として国の制度に位置付けられました。

認可

教育・保育施設

保育所

幼稚園

認定こども園

区立子供園

地域型保育事業

家庭的保育

小規模保育

事業所内保育

居宅訪問型保育

(1)-3 地域型保育事業の概要

家庭的保育

家庭的な雰囲気の下で少人数（定員5名以下）を対象に保育を実施する事業です。

小規模保育

認可保育所に比べ小規模な環境（定員6～19名）で、保育を実施する事業です。定員の違いなどでA・B・Cの3類型があります。

事業所内保育

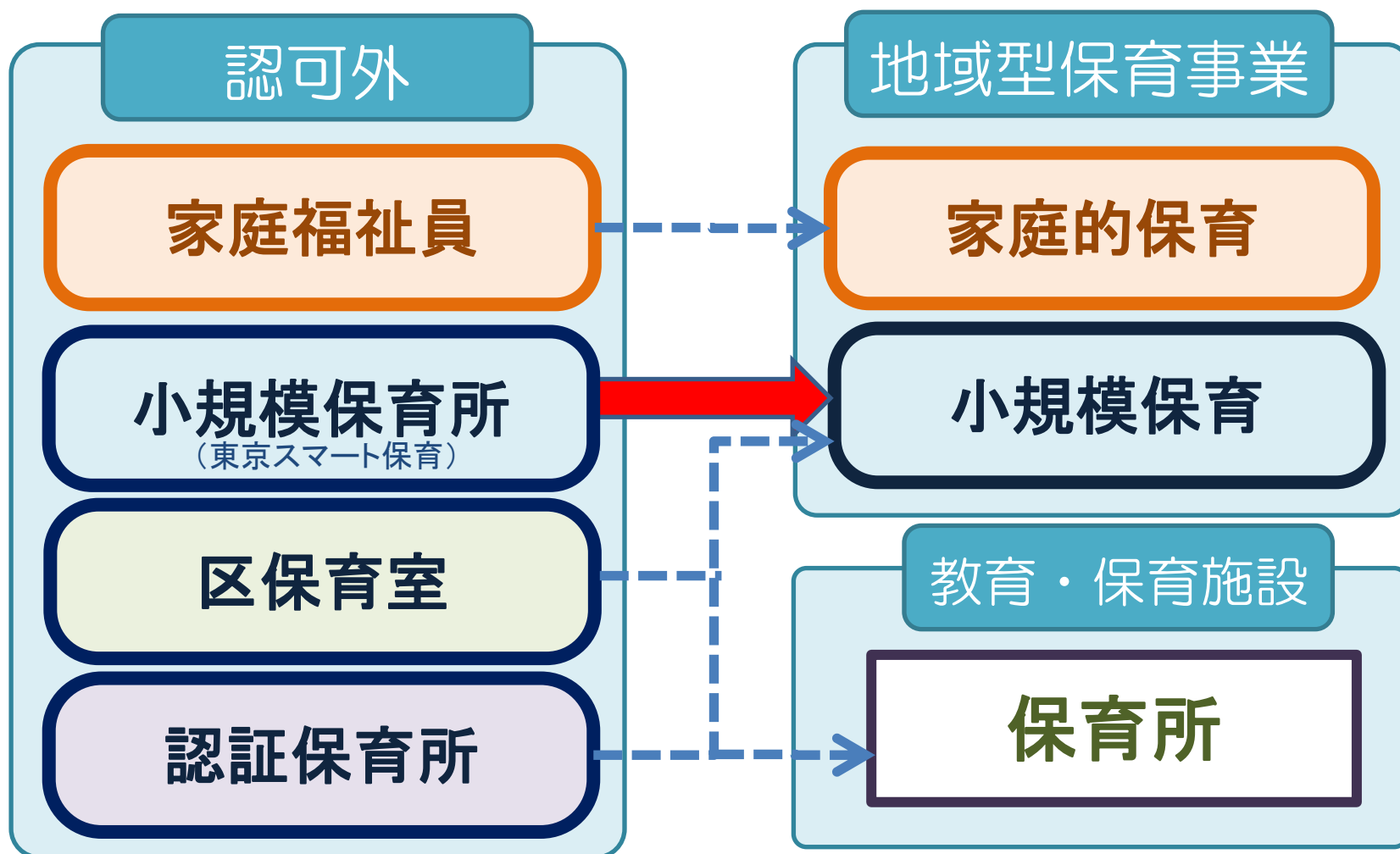
区内の事業所が自社の子どもの保育を行っている保育所で、地域の子どもも一緒に受け入れて保育を行う事業です。

居宅訪問型保育

病気や障害などの理由から、保育所等での集団保育が難しい場合に、保護者の自宅で1対1で保育を行う事業です。

(1)-4 認可外施設の新制度への移行

- ✓ 小規模保育所は全てが新制度の小規模保育事業に移行します。
- ✓ その他の施設については、運営する事業者の意向などを踏まえて、新制度への移行を希望する場合は支援を行っていきます。



(2)-1 保育の必要性の認定

- ✓ 新制度では、保育所などを利用の前提として、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

支給認定区分	保育の必要性	年齢	教育・保育時間 (保育の必要量)	利用できる 主な施設
1号認定	なし	3歳以上	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定	あり	<u>3歳以上</u>	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園
3号認定	あり	<u>3歳未満</u>	保育標準時間 保育短時間	保育所、認定こども園 地域型保育事業 など

- * 「保育を必要とする」場合でも、希望により幼稚園を利用することが出来ます。
- * 区が独自に実施する認可外施設（区保育室や家庭福祉員等）を利用する場合にも、2号又は3号認定が必要となります。

(2)-2 保育の必要性の事由

- ✓ 2号、3号認定を受けるには、「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが要件となります。

保育の必要性の事由

- ア. 就労
（1か月48時間以上の労働）
- イ. 妊娠、出産
- ウ. 保護者の疾病、障害
- エ. 同居・長期入院している親族の介護・看護
- オ. 災害復旧にあたっている場合
- カ. 求職活動
- キ. 就学・職業訓練（職業訓練校等）
- ク. 虐待やDVのおそれがあること
- ケ. 育児休業をする際の上の子の継続利用

(2)-3 保育の必要量

- ✓ 2号、3号認定を受けた場合、「保育の必要量」に応じ、【保育標準時間】または【保育短時間】のどちらかに認定されます。

保育の必要量

【保育標準時間】

1日最大11時間の中で必要となる時間利用可能

【保育短時間】

1日最大8時間の中で必要となる時間利用可能

- * 週30時間以上の就労は【保育標準時間】、月48時間以上で週30時間未満の就労は【保育短時間】となります。
- * 週30時間未満であっても、一日の労働時間が長い場合など、【保育標準時間】で認定される場合があります。
- * 求職活動、妊娠、出産を事由とする場合は【保育短時間】認定になります。

◆ 認定の手続き

- ✓ 保育所の利用申込みと同時に同じ用紙で受付
* 認定のために別の手続きをする必要はありません。

◆ 認定結果

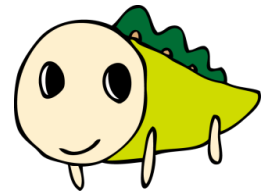
- ✓ 27年1月にご自宅に郵送予定
* 2号、3号の認定を受けた場合であっても、利用調整（選考）の結果、保育所等の利用ができない場合があります。

◆ 認定の有効期間（就労が事由の場合）

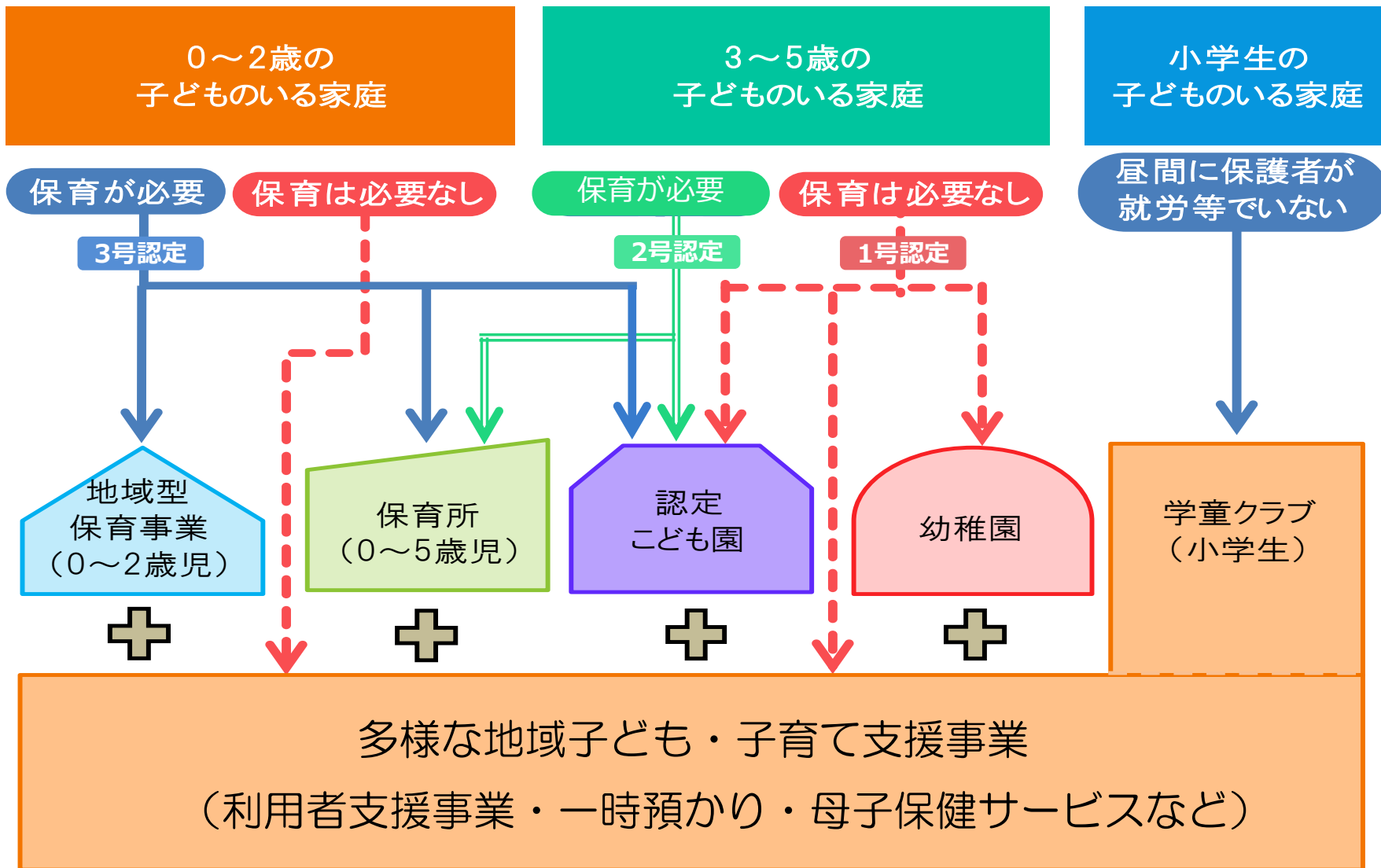
- ✓ 2号認定・・・卒園まで
- ✓ 3号認定・・・3歳の前日まで

* 年1回、現況届が必要です。

* 就労以外の事由の場合は、認定期間や現況届の回数が異なります。



◆ 新制度による子育てサービスの提供イメージ



(3) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、保育所や幼稚園に通っているかに関係なく、全ての子育て家庭を支援するための事業です。これまで実施してきた事業の充実だけでなく、新たなサービスもはじめます。

ひととき保育・一時保育・幼稚園の一時預かり (一時預かり事業)

保護者の就労やリフレッシュ等
のために行う一時預かり事業

学童クラブ (放課後児童健全育成事業)

保護者が就労等で日中不在になる
小学生を預かる事業

※ 新制度では、事業の対象児童を
小学校1～6年生に拡大します。

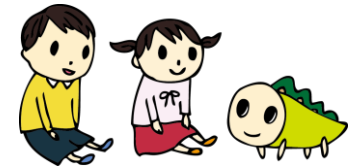


つどいの広場・ゆうキッズ (地域子育て支援拠点事業)

乳幼児親子が集い、交流すること
を通して子育て支援を行う事業

利用者支援事業〔新規〕

保育園・幼稚園等の施設の利用や、
地域の子育て支援事業等についての
情報提供、子育てに関する相談等、
子どもの保護者が身近な場所で、
ニーズに合った支援を行う事業



平成27年4月より区内5か所の保健センター内に、保育の利用手続きを含む子育て支援サービスの利用相談、情報提供を行う(仮称)子どもセンターがオープンします!!

他にも、妊婦健診、すこやか赤ちゃん訪問など全13事業があります。

3、施設・事業の利用手続き等

施設		保育の必要性の 認定手続き	認定 申請方法	利用 手続き	参考資料(手続き・施設案内)
保育所等	区立・私立 認可保育所	必要	保育課	<u>保育課に申込み</u>	「保育施設利用のご案内」 「杉並区保育施設ガイドブック」
	小規模保育所 (東京スマート保育)	必要			
	認証保育所	不要	—	各施設に申込み	各施設に直接 お問い合わせ下さい
	区保育室	必要	保育課	<u>保育課に申込み</u>	「保育施設利用のご案内」 「杉並区保育施設ガイドブック」
	家庭福祉員・ 家庭福祉員グループ	必要		各施設に申込み	各施設に直接 お問い合わせ下さい
	グループ保育室	必要			
	その他 認可外保育施設 (ベビーホテル)	不要	—		

(1) 利用調整の流れ

利用申込み

《申込受付期間》

平成26年11月6日(木)から11月28日(金)

平日9時から17時

※11月15日(土)・11月22日(土) 9時から16時

臨時申込窓口を区役所1階に開設

※障害児保育の申込受付期間

11月6日(木)から11月17日(月)

利用調整（選考）

認可保育所・小規模保育所
(区保育室)

結果発表

《利用調整結果》

平成27年1月29日(木)頃に結果を発送

(2) 利用調整結果発表後の流れ

●内定の場合

面接・健康診断



- ◆認可保育所
区から利用決定の通知送付
- ◆小規模保育所
保護者が施設と利用手続き

●内定に至らなかった場合

希望施設相談・変更受付
2月6日(金)

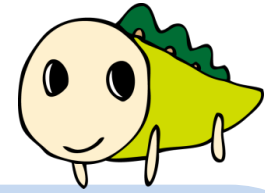


利用調整（最終）



結果発表
2月26日(木)頃

(3) 必要書類について



必須書類

- ① 申込書
 - ・支給認定申請書
兼保育所等利用申請書
 - ・児童の状況
 - ・確認書
- ② 父母の状況を証明する書類
 - ・勤務証明書など



その他必要書類

- 例えば…
- ・祖父母の書類
 - ・受託証明書
 - ・延長保育申込書

※詳細は、保育施設利用のご案内P.5をご参照ください。
※ご提出いただいた書類は返却できません。コピーが必要な場合には、事前にご自身でコピーをお取りください。

(4) 利用調整会議の調整基準について

保育所の入所は、提出された書類等の内容に基づき、「家庭で保育ができない状況」について「指数」をつけ、保育を必要とする度合いを判断します。

基準指数

+

調整指数

=

指数

「指数」が高いほど、保育を必要とする度合いが高いと判断します。

同一指数の優先順位

- ① 申込み日現在、杉並区に住民登録し、現に居住している世帯
- ② 年齢上限のある区内の保育所等を卒園し、引き続き保育所等の利用を希望する児童
- ⋮
- ⑯ 杉並区に住民登録し、引き続き居住している期間(日数)が長い世帯

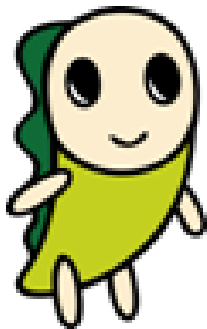
(5) 育児休業中の方の注意事項

4月中に休業前の会社に復職が必要です

休業前と同じ勤務条件で育児休業を認め
ていた会社に復職することを条件に、休業
前の就業時間等で指数を付けます。
入所後、復職証明書で確認します。

4月中に復職をしていない 場合は退園になります

4月中に復職していないことが判明した場合、
あるいは、派遣労働で育児休業中の方が派
遣元の変更があった場合には就労内定の扱
いとなり、内定取り消しや退所になる場合が
あります。



※転園の場合や入所児童の弟や妹の
育児休業を取得している方も、上記と
同様の条件です。



(6) お申込みにあたっての注意事項

[1] 希望施設の選び方

- 認可保育所・小規模保育所から最大7か所(認可保育所は最大5か所)まで記入できます。
- 杉並区保育室は、2か所まで希望できます。
- 0歳児クラスは、入所希望月の初日に各施設の受入可能な月齢を満たしていれば希望できます。
- 保育施設は見学ができます(事前連絡が必要です)。
必ず見学し、保育内容等を確認して申込むようにお願いします。

[2] 兄弟でのお申込み

兄弟や双子以上で同時に申込む場合は、同じ保育施設に入れる場合だけを希望するのか、一人だけの入所でも希望するのか必ずご記入ください。

また、兄弟別々の保育施設でも入所を希望する場合は、余白に通園可能な組合せをご記入ください。

(7) 申請書等の記載方法について

記入例 支給認定申請書 兼 保育所等利用申込書

杉並区長 宛

子ども・子育て支援法第30条の規定により教育・保育給付に係る支給認定の申請をします。
また、保育所等(区保育室を含む。)の利用について次の通り申し込みます。
児童が申請又は選定するまでの利用者の年齢の認定に必要がある場合には、選定状況等の調査、確認及び選定を
することに同意します。

平成 年 月 日	
住所	杉並区 阿佐谷南 1 丁目 15 番 1 号
電話番号	03 - XXXX - XXXX 090 - XXXX - XXXX 090 - XXXX - XXXX
氏名	杉並 太郎
生年月日	54.9.15
年齢	35 歳
職業	自営業
氏名	杉並 花子
生年月日	58.5.1
年齢	31 歳
職業	派遣社員
申請区分及び幼稚園入園申込の有無	<input type="checkbox"/> 1号認定を申請する。(満3歳以上の児童) 幼稚園名又は子供園名を記入 <input checked="" type="checkbox"/> 2号認定を申請する。(満3歳以上の児童) 保育所の利用申込と同時に幼稚園の入園申込を行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 3号認定を申請する。(満3歳未満の児童) 認定について、お子さんが2人の場合、それぞれチェックして下さい。同じ号の選択肢の場合は、1ヶ所のみチェックして下さい。
申請に関する児童	申請児童の現在の保育状況 1.父母 2.祖父 3.祖母 4.祖父母 5.祖父母 6.祖父母 7.祖父母 8.祖父母 9.その他(保育士) *保育施設が複数ある場合1) 施設名 〇〇〇保育所 所在地 杉並 いつから 平成24年4月1日〜 障害者手帳 有(表・背) 障害者手帳 有(表・背)
利用希望園・事業認可保育所及び所外(認可)	児童名(太郎) 児童名(花子) 保育を希望する期間 平成27年4月1日から 小学校就学期まで 保育を希望する時間 8時00分から 17時00分まで 区立保育園長及び保育士の希望の有無 *記入は1歳からです。 <input checked="" type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない <input type="checkbox"/> 延長保育対象外(延長無償・求職中等) <input checked="" type="checkbox"/> 延長が不承認でも入所する(入所優先) <input type="checkbox"/> 延長が不承認でも入所しない(延長優先) 同時に2人以上申し込みの場合 <input type="checkbox"/> 同時に同じ園の利用のみ希望 <input checked="" type="checkbox"/> 1人だけでも利用希望 区立子供園(長時間) <input checked="" type="checkbox"/> 希望する *申請時「子供園入園申込書」を提出してください。 児童名(太郎) 児童名(花子) 利用者選認可保育施設名 〇〇〇保育所 〇〇 家庭福祉員 〇〇 認可外保育施設の空き情報を提供し、ご相談に応じます。
区保育室	第1希望 保育室 XX 第2希望 保育室 〇〇
H26.1.1現在の住所地	父 <input checked="" type="checkbox"/> 現在と同じ <input type="checkbox"/> 杉並区内で別 <input type="checkbox"/> 杉並区以外(※) 母 <input checked="" type="checkbox"/> 現在と同じ <input type="checkbox"/> 杉並区内で別 <input type="checkbox"/> 杉並区以外(※)

保育所の利用を希望する場合には、

- 満3歳以上の児童 → 2号
- 満3歳未満の児童 → 3号

申請区分及び幼稚園入園申込の有無

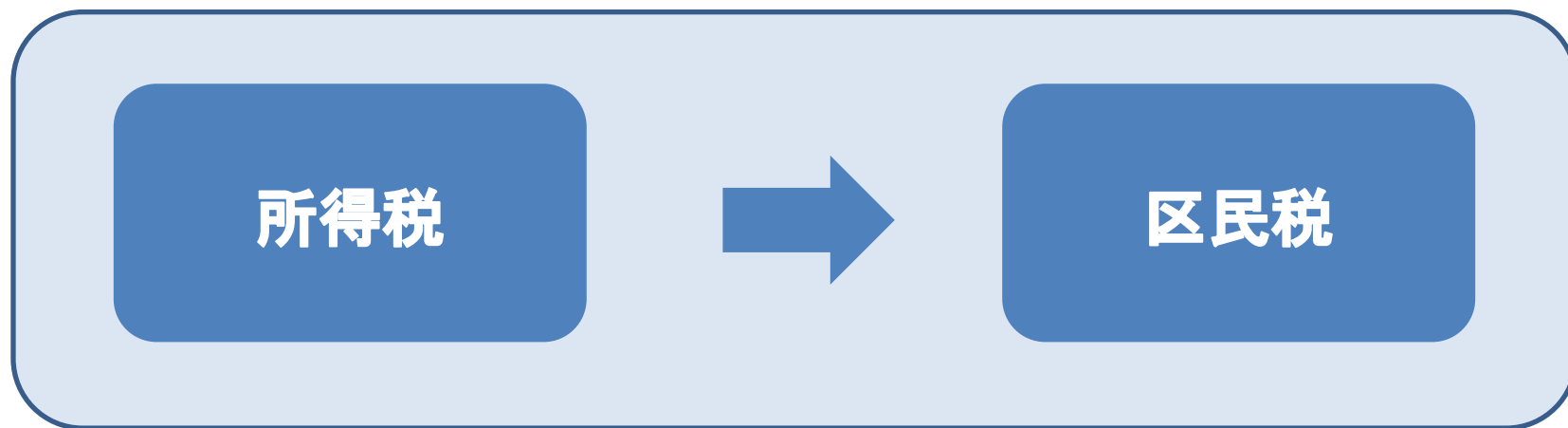
1号認定を申請する。(満3歳以上の児童) 幼稚園名又は子供園名を記入

2号認定を申請する。(満3歳以上の児童) 保育所の利用申込と同時に幼稚園の入園申込を行っている。

3号認定を申請する。(満3歳未満の児童) 認定について、お子さんが2人の場合、それぞれチェックして下さい。同じ号の選択肢の場合は、1ヶ所のみチェックして下さい。

※1 区保育室については、希望回を超過することにより、杉並区保育室定員数超過額に基づき入所申込みとなります。
 ※2 認可外保育施設(認定保育所、事業認可保育所)については、選定順序の記載ですが、希望までに入所し(認可)保育所の選定結果には影響ありません。
 ※3 平成26年1月1日に杉並区に住民登録がなかった方は、平成26年1月1日現在の住民登録簿で保育される「平成26年度に住民登録(非正規)証明書」または「平成26年度住民登録簿又は住民登録簿記載事項通知書」等をご提出ください。

4、保育料(保護者負担額)について



保育料は、新制度の実施に伴い、計算の基礎が所得税額から区民税額に変わります。平成27年4月からの保育料(利用者負担額)は、国が定める水準を上限に区が定めることとなっており、平成27年3月頃にお知らせする予定です。

